

## 船橋市立小・中学校トイレ清掃消毒業務委託仕様書（グループ①～④共通）

### 1 対象校及び実施箇所等

※別紙のとおり

対象校及び実施場所について、1日の全体箇所数（別紙）の範囲内であれば協議のうえ実施校及び実施場所を変更することができる。

### 2 委託期間

令和2年11月2日から令和3年3月25日まで（93日間／別紙のとおり）

### 3 業務時間

原則、8時から17時の間で各学校と調整を行い実施する。

### 4 業務内容

① 床掃き掃除、モップ拭き

② 便器・洗面器洗剤洗い（周りの壁を含む）

③ 便器（流水レバー含む）洗面器（蛇口など）の消毒拭き

④ ドアノブ・個室の鍵の消毒拭き

⑤ ごみ回収

ごみ箱・汚物入れを回収し、学校指定のごみ保管場所へ運搬、収納

⑥ 清掃確認、点検等

### 5 各トイレ清掃業務の点検表の提出

作業実施日は作業完了後、点検表にチェックし、サインをする。

毎月末に点検表を校長に提出し、完了報告書兼確認書へサインをしてもらい市へ提出する。

### 6 消毒液について

- ・次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素濃度0.05%以上）
- ・消毒用エタノール（アルコール度数70%以上）入手困難な場合は60%以上で可
- ・界面活性剤（消毒の効果の根拠資料を保健体育課に提出し、承認を得ること）
- ・次亜塩素酸水（80ppm以上）

### 7 その他

- ・清掃用流し等付帯設備についても適正な方法で清掃を行う。
- ・汚物の処理は衛生的に行うこと。
- ・業務に必要な清掃用具、消毒液・洗剤・ごみ用の袋は全て受注者の負担とする。
- ・ごみは、毎回ごみ用の袋（可燃ごみに対応可能な袋）にまとめる。捨て方については、各学校と相談する。
- ・作業員は衛生的な衣類、上履きを着用し、作業を行うこと。
- ・作業中に給排水設備、便器等の破損・不具合箇所があった場合は、速やかに学校へ報告すること。
- ・児童・生徒または教職員の安全管理に十分注意し、事故による責は受注者が負うものとする。
- ・本仕様書に関し疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。

### 8 支払方法

月払い